

怒田・八畝地区の直轄地すべり対策事業

高知県大豊町の怒田・八畝地区は、吉野川の支川南小川の左支川である南大王川下流域に位置しています。地すべり防止区域の面積は 410.8ha で、日本でも最大級の破碎帯地すべりが分布しています。怒田・八畝地区は、南大王川を挟んで右岸部の怒田（ぬた）箇所と、左岸部の八畝（ようね）箇所・立野（たづの）箇所、南小川左岸の三津子野（みつごの）箇所に分かれます。南大王川の下刻作用（侵食による河床の低下）によって河川に面する両岸斜面には 30～50m の急崖が形成され、その背後の標高 400～600m 附近には傾斜 20° 前後の緩斜面が広がっています。地域一帯は御荷鉾帯特有の保水性の良さから水田として利用され、約 100 戸の人家と耕地があり、広く生活の場として利用されています。

怒田・八畝地区の地すべりの活動は、かなり古くからあり、南大王川へ土塊の押し出しを繰り返していたため、昭和 35 年度に地すべり防止区域に指定され、高知県による地すべり対策工事が施行されました。しかし、地すべりの規模が大きく、地すべり機構も複雑なため、対策には多額の費用と高度な技術が必要であること、河道閉塞し決壊した場合の影響が大きい上、災害発生時の影響が高知県と徳島県の 2 県にまたがることから、昭和 57 年度より直轄地すべり対策事業として建設省が事業を実施することになりました。

怒田・八畝地区で大規模な地すべりが発生すると、まず地すべり地内の人家や道路、田畑、林地に被害を与えます。また、地すべりの土砂で南小川や南大王川がせき止められ河道閉塞が発生し、上流側が湛水して被害が発生します。さらに、河道閉塞箇所の土砂は不安定な状態であるため湛水の水圧や越流水によりやがて決壊し、貯留された水が一気に段波（段状の流れとなって下流に伝わる波）となって流れ下り、河道閉塞箇所の下流に甚大な被害をもたらします。地すべり対策事業は、防止区域内で生活する人のためだけの事業というのではなく、何十 km も離れた下流で暮らしている人にとっても重要な事業なのです。地すべり対策事業を行わなければ、上流で地すべりによる直接的な被害が起こるだけでなく、吉野川の下流でも土砂の流出や河道閉塞の決壊により河床の上昇や堤防破壊などを招いて浸水被害が起こる危険性が高まります。

怒田・八畝地区では昭和 57～令和 23（1982～2041）年度の概ね 60 年程度の整備期間で直轄地すべり事業が行われています。令和 3 年度末現在の事業の進捗度は、事業費ベースで全体の約 6 割となっています。これまでに地すべりの動き、保全対象の重要度などからブロック毎に整備優先度を定め、集水井工、集水ボーリング工、排水ボーリング工、水路工等の対策工事が行われ、各地で地下水位が低下したり、地すべり変動が緩慢になるなどの効果が確認されています。しかし、地下水位を下げて動きが沈静化した後に施工する抑止杭工の進捗度は 5% と低く、今後さらに目標実現に向けて長期にわたり事業が推進されることになります。

＜参考文献：四国地方整備局事業評価監視委員会資料、四国の建設のあゆみ編纂委員会編「四国の建設のあゆみ」1990 年など＞

